

中山町 通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年7月

中山町通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議し、対策を実施してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「中山町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「中山町通学路安全推進会議」を設置します。

- ・国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所寒河江国道維持出張所
- ・山形県村山総合支庁建設部道路課
- ・山形県山形警察署
- ・中山町建設課
- ・中山町立長崎小学校
- ・中山町立豊田小学校
- ・中山町地域安全指導員
- ・中山町教育委員会教育課（事務局）

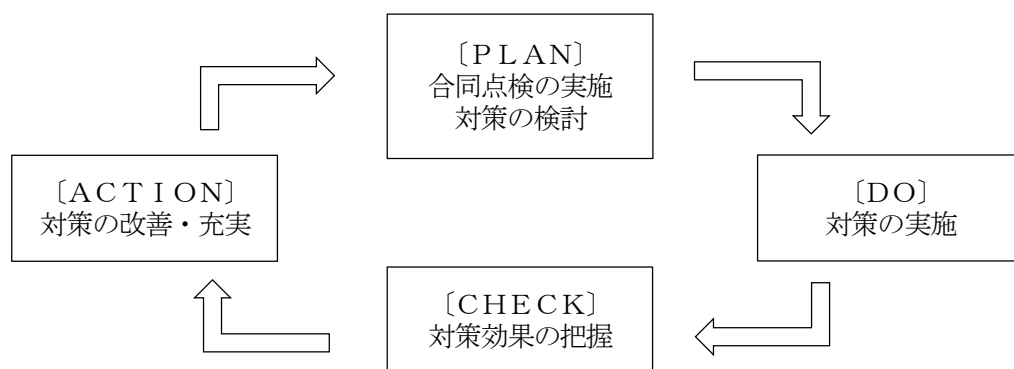
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

① 小学校ごとの安全点検

小学校ごとに通学路の安全点検を行い、危険箇所を事務局に報告します。

② 合同点検の実施

- ・ 小学校から出された通学路の危険箇所を、基本、夏期に年一回、中山町通学路安全推進会議構成員において合同点検を実施します。なお、必要に応じて冬期にも合同点検を実施します。
- ・ 効率的・効果的に合同点検を行うため、中山町通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じた具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童等が安全になったと感じているのか等を確認するため、児童や保護者、地域住民等から情報を得る機会を設けるなど、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添① 対策一覧表

別添② 対策箇所図

中山町交通安全プログラム 年間実施計画

月	区分	取り組み	実施機関・団体
4	—	通学路の指定	各町立小学校
	P	通学路における危険個所の抽出を依頼	推進会議事務局 →各町立小学校
	P	通学路における危険個所を抽出	各町立小学校 各町立小学校 PTA 等
	P	通学路における危険個所を報告	各町立小学校 →推進会議事務局
5			
6			
7	P	通学路における危険個所の精査及び点検個所の選定	推進会議①
8	P	合同点検（夏季）の実施	推進会議構成機関・関連団体
	P	対策内容の検討	推進会議②
9	D	対策の実施	推進会議構成機関
10			
11	C	対策実施状況の確認	推進会議事務局
	C	アンケート等の依頼	推進会議事務局 →各町立小学校
12	C	アンケート等の回答	各町立小学校 →推進会議事務局
	A	対策効果の検証・対策の改善	推進会議③

(必要に応じて)

月	区分	取り組み	実施機関・団体
1	P	合同点検（冬季）の実施	推進会議構成機関・関連団体
	P	対策内容の検討	推進会議④
2	D	対策の実施	推進会議構成機関
	C	対策実施状況の確認	推進会議事務局
3	A	対策効果の検証・対策の改善	推進会議⑤